

## 【参考】「保険者努力支援制度」について

### ○ 保険者努力支援制度とは

市町村や都道府県における加入者の健康づくりなど医療費適正化等に対する取組や実績を点数によって評価し、その点数に応じて国庫補助金が交付される制度です。

インセンティブのある仕組みを導入することにより、保険者機能の強化を図り、国保の財政基盤を強化することに狙いがあります。

### ○ 令和2年度の保険者努力支援制度の強化について

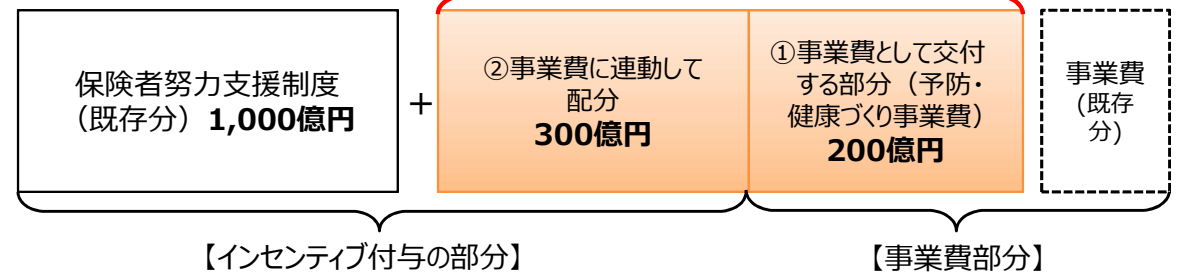
保険者努力支援制度の中に、

- ① 「事業費」として交付する部分（200億円）を設け
- ② 「事業費に連動」して配分する部分（300億円）と合わせて交付

→ **総額 1,500億円** に拡充

<見直し後の保険者努力支援制度>

(拡充分500億円)



### ○ 令和2年度の県予防・健康づくり事業（県ヘルスアップ支援事業）

#### I 糖尿病及び慢性腎臓病（CKD）重症化予防事業

- ①ハイリスクアプローチ事業【新規】：特定健診データから糖尿病等重症化ハイリスク者を抽出して市町村へ提供し、受診勧奨へつなげる。
- ②高度人材育成事業【新規】：県糖尿病療養指導士会主催の講習会に市町村保健師を派遣し、介入指導等に関する資質向上を図る。
- ③データ分析事業【継続】：新規透析導入・関連疾患発症者リストデータを市町村へ提供し、データ活用に関する研修を実施する。
- ④置賜地域における医療機関と保険者との連携体制構築モデル事業【継続（一部新規）】

公立置賜総合病院を核として、医療機関と市町村が連携し、医療機関が選定した通院患者に対し、市町村が保健指導を行うとともに、関係者合同で症例検討会を実施する。

#### II 東京大学と連携したリーダーシップ・プログラム提供業務【新規】

東京大学の提供するデータヘルス計画の標準化等を進めるための教育プログラムを活用し、市町村の保健事業の標準化、効率化を図る。